

岡山県建築住宅センター株式会社 構造計算適合性任意判定業務規程

令和5年2月1日制定

(趣 旨)

第1条 この構造計算適合性任意判定業務規程（以下「任意業務規程」という。）は、岡山県建築住宅センター株式会社（以下「センター」という。）が建築基準法（昭和25年法律第201号。以下（「法」という。）に基づく構造計算適合性判定を必要としない建築物について、構造計算が適正に行われているかどうかを判定する構造計算適合性任意判定（以下「任意判定」という。）の業務の実施について、必要な事項を定めるものである。

(基本方針)

第2条 任意判定は、新たに建築される建築物又は建築物の部分に対して実施する。

2 判定にあたっては、法第18条の3第1項に基づく確認審査等に関する指針に基づき審査を行う。

(業務規程の準用)

第3条 任意判定業務は、任意業務規程に定める条項に反しない限り、センターが岡山県知事から認可を受けた最新の構造計算適合性判定業務規程（以下「業務規程」という。）に準じて行うこととする。

2 判定業務の契約は、任意判定業務約款に基づく契約によるものとする。

3 判定に用いる様式は別記様式を用いるものとする。

(判定手数料)

第4条 判定の手数料は別表のとおりとする。

(その他)

第5条 本規程の各条項の解釈について疑義が生じた事項又は本規程に定めのない事項がある場合は、センター及び申請者が協議のうえ決定する。

(附則)

この任意業務規程は、当面の間、以下の建築物又は建築物の部分に適用するものとする。

- (1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく認定に係るもの
- (2) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に基づく認定に係るもの
- (3) 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定に係るもの
- (4) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく認定に係るもの
- (5) 建築基準法に基づく建築物の仮設建築物の許可に係るもの
- (6) 前各号に掲げる建築物のほか、法の運用に関する技術的助言等において法に基づく構造

計算適合性判定に準じた審査を行うこととされているもの
 (7)その他、建築主、特定行政庁、建築主事又は指定確認検査機関から判定の依頼のあった
 もので、センターが必要と認めるもの

(附則)

この任意規程は、令和5年2月1日から施行する。

別表（第4条関係）

	(一)	(二)	(三)
	床面積の合計 ※	構造計算が大臣認定プログラムによって行われたもの	構造計算が左記以外の方法によって行われたもの
(1)	1,000 m ² 以内のもの	143,000円	198,000円
(2)	1,000 m ² を超え、 2,000 m ² 以内のもの	165,000円	264,000円
(3)	2,000 m ² を超え、 10,000 m ² 以内のもの	187,000円	297,000円
(4)	10,000 m ² を超え、 50,000 m ² 以内のもの	231,000円	385,000円
(5)	50,000 m ² を超えるもの	385,000円	693,000円

※ 建築基準法施行令第36条の4に定める建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している部分（地上部部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合も含む）は、それぞれ別の建築物とみなす。